

○袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画
の認定等に係る事務取扱要領

平成25年 4 月30日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定審査等の対象)

第2条 法、政令、省令及びこの告示の規定による低炭素建築物新築等計画の認定審査等の対象は、認定に係る建築物の規模により建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）第2条第1項の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が行う確認等の範囲に準じるものとする。

(用語の定義)

第3条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定基準 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「認定基準」という。）をいう。

(2) 登録住宅型式性能認定機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第44条第1項に規定する機関をいう。

(3) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の判定をいう。

(4) 工事監理者 建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。

(市長が定める機関による技術的審査)

第4条 法第53条第1項、法第55条第1項及び省令第46条の2の規定による認定等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請等を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることについて、都

市の低炭素化の促進に関する法律に基づく機関の指定（平成25年袋井市告示第5号）第2条で定める機関（以下「市長が定める機関」という。）による技術的審査を受けることができる。

- 2 市長が定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合すると認めた場合は適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

（市長が定める機関が交付した書面とみなす書面）

第5条 袋井市手数料条例（平成17年袋井市条例第70号）別表第3に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請の項、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく認定の申請の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請の項の市長が定める機関が交付した法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面とみなす書面は、次に掲げるいずれかのものとする。

（1）住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること）の写し

（2）BELS評価書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面（認定基準に適合するエネルギー消費性能である評価に限る。））の写し

（所管行政庁が必要と認める図書）

第6条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

（1）認定基準Ⅱの第1の1（2）へに規定する日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3（以下「劣化対策等級3」という。）に該当する場合で、登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し。ただし、市長が定める機関が交付する適合証又は前条に定める書面を添付する場合は、この限りでない。

(2) 手数料計算書(様式第1号)

(3) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

(所管行政庁が不要と認める図書)

第7条 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第1号の住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあって、認定基準Ⅱの第1の1(2)へに規定する劣化対策等級3の確認に必要な図書とする。

(計画認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書)

第8条 構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第10条第3項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

(書類の提出部数)

第9条 法、政令、省令及びこの告示の規定により市長に提出する申請書並びに第17条及び第18条の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 第15条及び第19条の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部とする。

(計画の通知)

第10条 法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、計画通知書(様式第2号)により行うものとする。

(不認定通知書)

第11条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による、低炭素建築物新築等計画の認定申請が法第54条第1項に規定する基準に適合しないと認める場合、又は法第54条第6項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定できない場合は、速やかにその旨を不認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(報告の請求)

第12条 法第56条の規定による認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、報告請求書(様式第4号)により行うものとする。

(改善命令書)

第13条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第5号）により行うものとする。

（認定取消通知書）

第14条 法第58条の規定により認定を取り消す場合の通知は、認定取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（認定申請取下げ申出書）

第15条 申請者が低炭素建築物新築等計画の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ申出書（様式第7号）を提出するものとする。

2 前項の場合において、第9条の規定により提出された認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第16条 省令第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第8号）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第41条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて行うものとする。

（1）様式第1号による手数料計算書

（2）代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請が省令第44条の軽微な変更該当している場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微変更該当証明書（様式第8号の2）を交付するものとする。

（軽微な変更届）

第17条 計画認定又は計画変更認定を受けた者は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（省令第44条の規定による軽微な変更に限る。）をする場合は、低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更説明書（様式第8号の3）に、省令第41条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条ただし書の規定による同条第3号に定める書類の提出をした者であつて、省令第44条に規定する軽微な変更をした者は、袋井市建築基準法施行細則（平成18年袋井市規則第34号）第5条に規定する軽微な変更届（様式第2号）に、低炭素建築物新築

等計画に係る軽微な変更説明書（様式第8号の3）及び省令第41条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添え、当該対象建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第4項又は同法第18条第21項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

（名義変更報告書）

第18条 認定建築主が、低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で、又は共同して、名義変更報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（工事の中止）

第19条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を中止するときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第10号）に、省令第43条第2項に規定する通知書（法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項に規程する通知書）を添えて、あらかじめ市長に申し出なければならない。

（確認書）

第20条 工事監理者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書（様式第11号）を認定建築主に提出しなければならない。ただし、工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者の作成した認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書（様式第12号）の提出により、これに代えることができる。

（工事完了報告書）

第21条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事監理者の確認を受けた工事完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者の確認を受けた工事完了報告書（様式第14号）の提出により、これに代えることができる。

（1）工事確認書の写し

（2）工事写真

(3) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第47号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第37号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第109号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日告示第218号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定により使用している様式は、改正後の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定による様式とみなす。

附 則 (令和5年3月20日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定により使用している様式は、改正後の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定による様式とみなす。

附 則（令和 7 年 4 月 30 日 告示第 97 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定により使用している様式は、改正後の袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱要領の規定による様式とみなす。

様式第1号（第6条関係）

（表）
手数料計算書

1 申請者

申請者	
-----	--

2 建築物概要

建築物の名称	
建築物の位置	

3 認定申請の別

認定申請の別		
低炭素建築物新築等計画の認定申請	（法第53条第1項）	☐
低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	（法第55条第1項）	☐
軽微な変更に関する証明書の交付申請	（省令第46条の2）	☐

4 手数料計算

	申請の区分		適合証等	評価方法	手数料金額
1	一戸建ての住宅		1戸 □有・□無	□性能基準 □仕様基準	円
2	一戸建て住宅以外の住宅（共同住宅・複合建築物等）	住戸部分	戸 □有・□無	□性能基準 □仕様基準	円
3		住宅部分の共用部分	m ² □有・□無	□標準入力法	円
4		非住宅部分	m ² □有・□無	□標準入力法等 □モデル建物法	円
5	その他の建築物（非住宅）		m ² □有・□無	□標準入力法等 □モデル建物法	円
6	確認申請手数料（同時申請がある場合）				円
手数料金額 計					円

（注）

- 1 住戸部分全体を仕様基準で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- 2 非住宅部分全体をモデル建物法で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。

5 代理者

建築主等又は建築物の所有者から委任を受けて申請を行う者がいる場合に記入してください。

- （1）資格
- （2）氏名
- （3）建築士事務所名
- （4）郵便番号
- （5）所在地
- （6）電話番号
- （7）メールアドレス

(裏)

(注意)

1 認定申請の別

認定申請の別に応じて□に、「✓」マークを入れてください。

2 手数料計算

- (1) 次に掲げるいずれかの書面を添付した場合にあっては、適合証等の「有」の□に、「✓」マークを入れてください。添付をしない場合にあっては、「無」の□に「✓」マークを入れてください。

ア 袋井市手数料条例（平成17年袋井市条例第70号）別表第3に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請の項、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく認定の申請の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請の項の市長が定める機関が交付した同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面

イ 取扱要領第5条に規定する書面

- (2) 適合証等の「無」の□に、「✓」マークを入れた場合にあっては、該当する評価方法の□に、「✓」マークを入れてください。
- (3) 住宅部分の共用部分の面積については、申請から除外することはできません。

様式第2号（第10条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定による計画通知書

第 年 月 日 号

建 築 主 事

通知者官職氏名 袋井市長

申請者氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

設計者氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

受 付 欄	消防関係同意欄	決 裁 欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

様式第3号（第11条関係）

不認定通知書

第 号
年 月 日

様

袋井市長



年 月 日付けで申請のあった については、次の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項規定による認定をしないこととしたので、通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袋井市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に袋井市を被告（訴訟においては袋井市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったこと知った日の翌日から起算して6月以内となります。

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請者の氏名又は名称
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 理由

様式第 4 号（第 12 条関係）

報告請求書

第 年 月 号
日

様

袋井市長



認定をした建築物の状況について、次のとおり報告するよう、都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条の規定により、依頼します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 報告を求める事項
- 6 報告の提出先
- 7 報告の期限

改善命令書

第 号
年 月 日

様

袋井市長



計画の認定をした建築物について、次のとおり改善に必要な措置をとるよう、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により命じます。

なお、この処分について不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袋井市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に袋井市を被告（訴訟においては袋井市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったこと知った日の翌日から起算して6月以内となります。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 改善すべき事項
- 6 改善措置の期限

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

袋井市長



計画の認定をした建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、袋井市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）。

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に袋井市を被告（訴訟においては袋井市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取り消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったこと知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 計画の認定を取り消す理由

様式第 7 号（第 15 条関係）

認定申請取下げ申出書

年 月 日

袋井市長

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

次の申請を、取り下げたいので申し出ます。

1	申請年月日	年	月	日
2	申請に係る住宅の位置			
3	取下げの理由			

※受付欄	※特記欄

- 注意
- ※印の欄には、記入しないでください。
 - 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物
新築等計画の変更が同省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付
を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。
軽微な変更をする建築物の直前の低炭素建築物新築等計画又は軽微変更該当証明

- 1 認定番号又は軽微変更該当証明書番号 第 号
2 認定通知書又は警備変更該当証明書公布年月日 年 月 日
3 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注）都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別
記様式第五の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてくだ
さい。

様式第8号の2（第16条関係）

第 号
年 月 日

建築主 様

袋井市長



都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による
軽微変更該当証明書

低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
第44条の軽微な変更該当していることを次のとおり証明します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 当該軽微な変更をする建築物の直前の低炭素建築物新築等計画又は軽微変更該
当証明
(1) 認定番号又は軽微変更該当証明番号 第 号
(2) 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
(3) 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(注) この証は、大切に保存してください。

様式第8号の3（第17条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

袋井市長又は建築主事

申請者 住所
氏名

申請に係る低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 認定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更	
☐ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更	
(5) 備考	

※ 受 付 欄	※ 特 記 欄

(注意)

- (4) 変更の内容において、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更にチェックした場合は、(5) 備考に変更前後の工事の着手予定時期又は完了予定時期を記入してください。
- 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更にチェックした場合は、省令第41条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）又は省令第46条の2に規定する所管行政庁が交付する軽微変更該当証明書を添付してください。
- ※印のある欄は記入しないでください。

様式第9号（第18条関係）

名義変更報告書

年 月 日

袋井市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、名義を変更したので、袋井市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要領第18条の規定により報告します。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
- 4 認定建築主の氏名又は名称（変更後）
- 5 認定に係る建築物の位置
- 6 変更等理由

※ 受 付 欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

様式第 10 号（第 19 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書
年 月 日

袋井市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく新築等の工事を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名又は名称
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 取りやめの理由

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

様式第11号（第20条関係）（工事監理者の場合）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

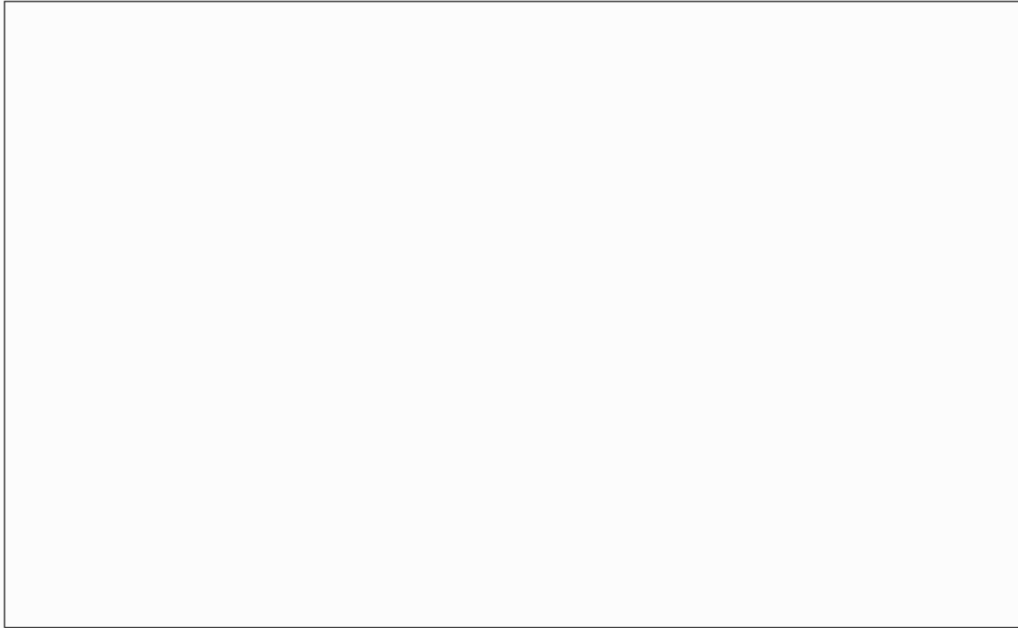
確認者 （ 級）建築士 （ ）登録第 号
住 所
氏 名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
所在地
名 称

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

低炭素建築物新築等計画の認定番号 ※				
低炭素建築物新築等計画の認定年月日 ※				
認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号				
	確認を行った部位、 材 料 の 種 類 等	照 合 内 容	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	照 合 結 果 (不 適 の 場 合 に は、その内容)
外壁、窓等を通 じて熱の損失の 防止に関する基 準	外皮の性能 日射熱取得の状 況 気密性の確保 防露性能の確保 室内空気汚染防 止 等			
一次エネルギー 消費量に関する 基準	冷暖房 換気 照明 給湯 昇降機 発電設備等			
建築物の低炭 素化の促進の ために誘導す べきその他の 基準				

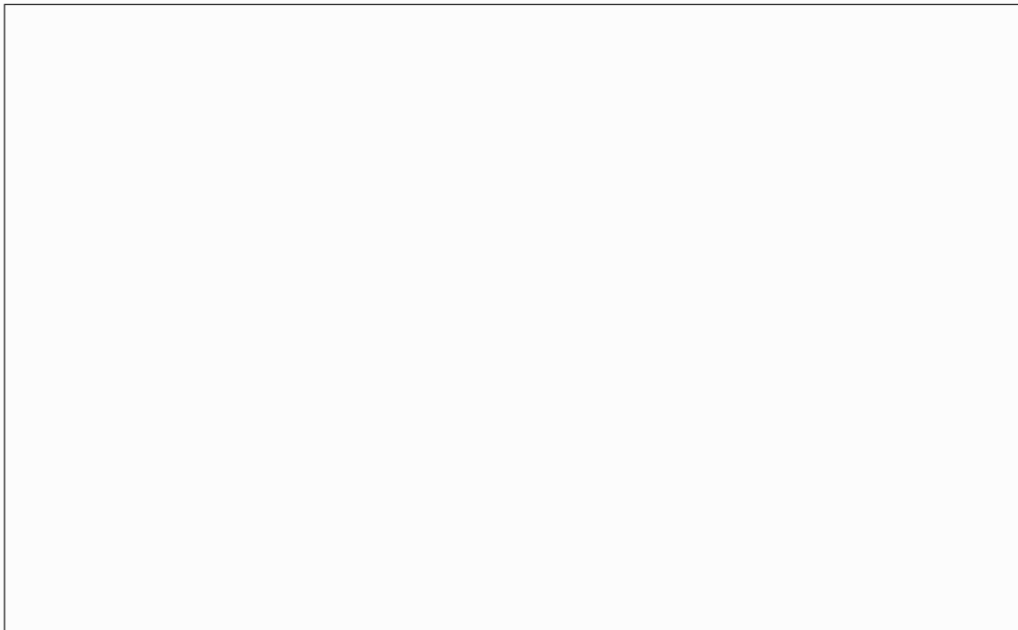
(注) ※印は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

(別添)



確認を行った部位：

仕様等：



確認を行った部位：

仕様等：

様式第12号（第20条関係）（工事施工者の場合）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者 施工者の名称

建設業の許可番号

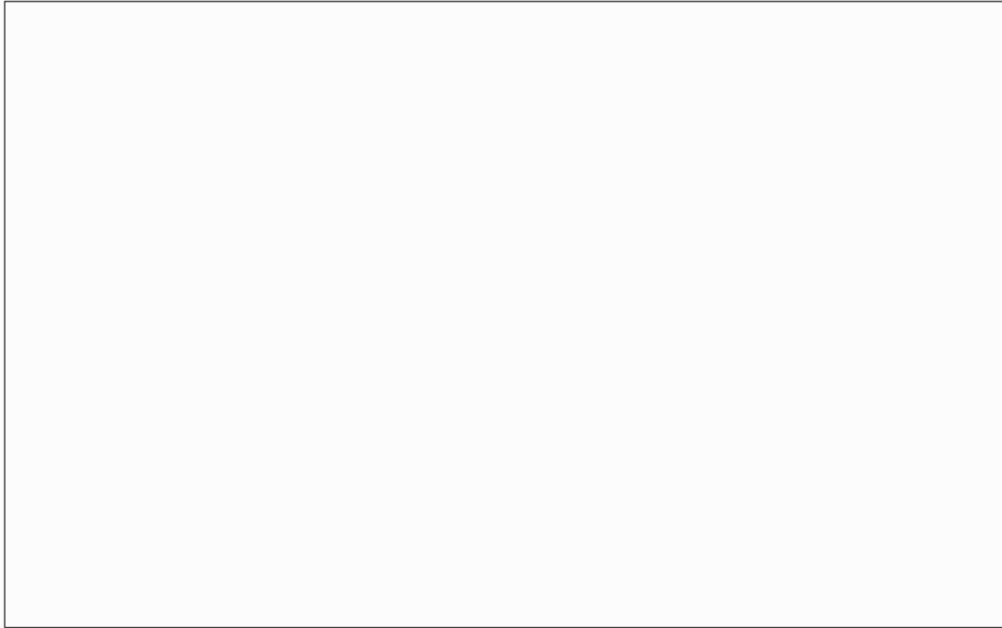
主任技術者の氏名

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

低炭素建築物新築等計画の認定番号 ※				
低炭素建築物新築等計画の認定年月日 ※				
認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号				
	確認を行った部位、 材 料 の 種 類 等	照 合 内 容	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	照 合 結 果 (不 適 の 場 合 に は、その内容)
外壁、窓等を通 じて熱の損失の 防止に関する基 準	外皮の性能 日射熱取得の状 況 気密性の確保 防露性能の確保 室内空気汚染防 止等			
一次エネルギー 消費量に関する 基準	冷暖房 換気 照明 給湯 昇降機 発電設備等			
建築物の低炭 素化の促進の ために誘導す べきその他の 基準				

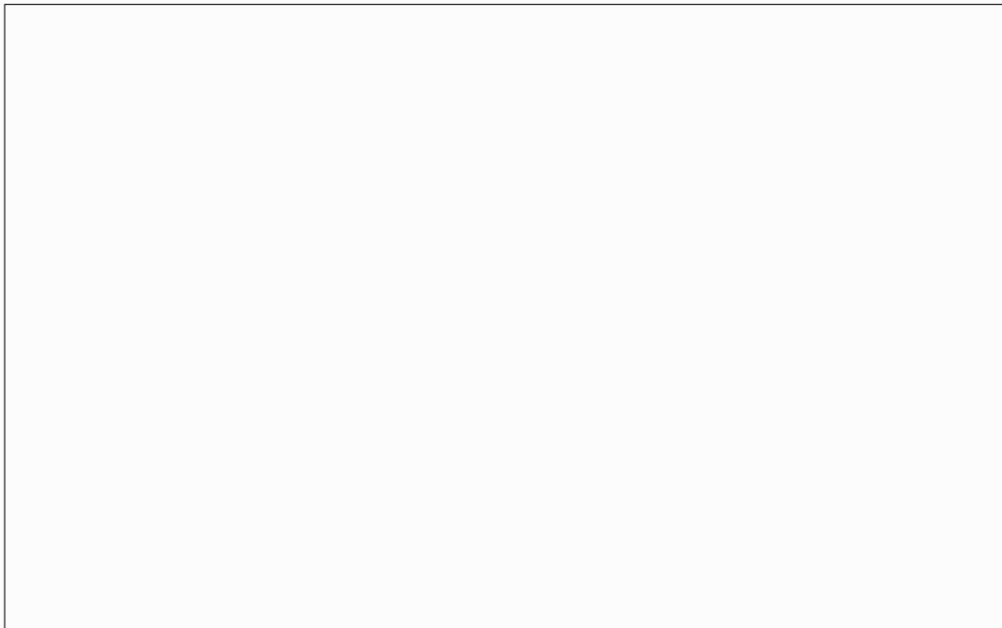
(注) ※印は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

(別添)



確認を行った部位：

仕様等：



確認を行った部位：

仕様等：

様式第 13 号（第 21 条関係）（工事監理者の場合）

工事完了報告書

年 月 日

袋井市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 工事着手日
- 5 工事完了日
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事監理者
(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称
- 7 建築基準法の規定による検査済証の発行日及び番号

※ 受 付 欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。
 - 4 「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書」の写し（別添の工事写真を含む。）及び建築基準法の規定による検査済証の写しを添付すること。

様式第 14 号（第 21 条関係）（工事施工者の場合）

工事完了報告書

年 月 日

袋井市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 工事着手日
- 5 工事完了日
- 6 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

- 7 建築基準法の規定による検査済証の発行日及び番号

※ 受 付 欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。
 - 4 「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書」の写し（別添の工事写真を含む。）及び建築基準法の規定による検査済証の写しを添付すること。